

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	実質化前のプランの作成年月	実質化前のプラン更新年月
能代市	榊地区(榊地区、榊地区その他)	2021年3月15日	2013年11月	2020年10月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	397.09ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	318.59ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	157.74ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計(継いでくれるか不明)	40.64ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計(後継者なし)	58.49ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	36.58ha
(備考)	
(1)榊地区(ほ場整備予定地区)	田: 107.78ha 畑: 105.65ha 計: 213.43ha
(2)榊地区その他	田: 183.42ha 畑: 0.24ha 計: 183.66ha
榊地区合計((1)+(2))	田: 291.20ha 畑: 105.89ha 計: 397.09ha
・エリアに市街地を多く含む	

## 2 対象地区の課題

- ・後継者が不明・いない農地が多い
- ・稲作から畑作への転換が難しい
- ・集落ごとの農地区分が難しい
- ・ほ場整備計画区域に所有者不明農地が多い

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

榊地区ではほ場整備の予定があるため、ほ場整備が完了次第新規法人を立ち上げ、集積・集約する

榊地区その他では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・中心経営体の現経営地周辺の農地の集積を進める
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める
- ・耕作放棄地を解消する
- ・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する

### 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする

### 農地の貸付け等の意向(意向調査より確認)

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、330筆、約29.9haとなっている
- ・売りたい意向が確認された農地は、513筆、約48.9haとなっている